

議案第70号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第32条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第32条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、任命権者が人事委員会と協議して定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに

当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第32条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした学校職員（以下この項において「申出学校職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出学校職員の意向を確認するための措置

(3) 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第32条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出学校職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する学校職員（以下この項において「対象学校職員」という。）に対して、任命権者が人事委員会と協議して定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

(3) 対象学校職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 警察本部長は、鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第32条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第32条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 警察本部長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、警察本部長が人事委員会と協議して定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 警察本部長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じたものとみなす。

（鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の勤務

時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じたものとみなす。

(鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 警察本部長は、施行日前においても、第3条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じたものとみなす。

(提案理由)

職員、学校職員及び地方警察職員について、国家公務員に準じて、仕事と生活の両立支援に当たって育児を行う職員の意向確認等の措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものである。